

京都大学	博士(文学)	氏名	福 嶋 千 穂
論文題目	近世ポーランド・リトアニア「共和国」のルテニアにみる地域と教会： 教会合同の問題を中心に		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、近世の「ポーランド・リトアニア共和国」の東部・東南部に位置するルテニア地域を対象として、16世紀後半から17世紀半ばにかけてこの地域の正教会と正教徒社会に生じた変化の性質について考察するとともに、ルテニアにおける地域アイデンティティの構造とその変容の過程を解明することを目的とする。そのさい、検討の対象として、1595-96年の「ブレスト教会合同」と、1658年の「ハジャチ合意」にとくに注目する。</p> <p>ルテニアは、リューリク朝の諸公国がかつて統治した、東スラヴ人の居住地域である。この地域は14世紀半ば以降ポーランド王国とリトアニア大公国の支配を受け、ポーランド王国の東南部とリトアニア大公国の南部にまたがる形で存在した。現在のベラルーシとウクライナにほぼ相当するが、本論文で扱う時代にはこれらのネイションは未分化であった。本論文では、ルテニアをエスノ=コンフェッショナルな共同体として捉え、その領域については、「共和国」の行政区分に従って画定することは困難であることから、正教会の教会行政上の区分に従い、キエフ府主教座の管轄区域として定義する。</p> <p>988年にキエフ公国がビザンツ帝国経由でキリスト教を受容して以来、ルテニアでは、コンスタンティノーブル総主教座管轄下のキエフ府主教座を頂点とする東方正教が支配的な宗教となった。ルテニアがポーランド・リトアニアの支配下におかれると、ポーランド文化とカトリック信仰が浸透しはじめ、その影響はさまざまな領域に及んだ。キエフ府主教座の高位聖職者によるカトリシズム受容（ブレスト教会合同）は、そのような影響がかたちをとった典型的な事例である。本論文では、この教会合同の成立に至る背景と教会合同後に生じた問題を、「共和国」においてルテニア地域が置かれていた状況（固有の行政区域を成さなかったこと）、また、ルテニアの世俗貴族と正教会聖職者との国制上の地位の差との関連に注目しながら考察している。</p> <p>論文全体は、序章、本論3章、終章からなり、参考資料（「ブレスト教会合同」の骨格となった33箇条、および「ハジャチ合意」の日本語訳を含む）が付されている。</p> <p>序章は、本論文が対象とする空間の設定、問題の所在の提示、研究史の概観の3つの部分から構成されている。序章第1節では、キエフ府主教座の管轄域の歴史的形成と空間的構成について概観する。15世紀半ばに北方でモスクワ府主教座が成立すると、モスクワ府主教座とキエフ府主教座の境界は、モスクワ大公国とポーランド王国・リトアニア大公国との国境線と一致することになった。「ブレスト教会合同」が成立した16</p>			

世紀末の時点で、キエフ府主教座には、キエフ府主教以下、次の主教座が含まれていた：ルツク-オストログ、ヴラジーミル-ブレスト、ピンスク-トゥーロフ、ヘウム-ベウス、プシェミシル-サノク-サンビル、リヴィウ-ハリチ-カミエニェツ。

序章第2節では、本論文における問題の所在が示される。本論文の論点は、主に次の二点に絞られる。①「共和国」におけるルテニア地域の位置づけと、ルテニアの地域的アイデンティティ。「共和国」のルテニア貴族においては、“gente Ruthenus, natione Polonus”という二重のアイデンティティが認められる。他方、貴族以外の身分・階層は政治参加の権利を持たず、“natio”から排除されていた。②「共和国」の国制における正教会の地位。「共和国」における宗教は、国制上の地位の有無により「第一カテゴリー（国制上の地位有）」と「第二カテゴリー（国制上の地位無）」に大別される。

「第一カテゴリー」に属したのはカトリック教会のみであり、正教会はその他の宗派とともに「第二カテゴリー」に分類される。

序章第3節では、「ブレスト教会合同」の研究史の整理を行った。「ブレスト教会合同」については、19世紀後半から本格的な歴史叙述がはじまったが、研究者の宗派的帰属によって教会合同への評価は大きく異なっていた。さらに、宗派的立場とは別に、教会合同成立の要因をルテニア社会の外部（ポーランド国王やローマ教皇庁の政策）に求めるか、ルテニア社会の内部に求めるかによって、先行研究は大きく二分される。20世紀の後半までは、外的要因を重視する傾向が強かったことが指摘できる。また、「ブレスト教会合同」は、全ヨーロッパ規模の宗教改革・カトリック対抗改革の流れの末端に位置づけられるが、近年では「宗派化」概念の東スラヴの正教圏への応用も試みられている。

「ブレスト教会合同」の引き起こした問題とその後の影響については、ウクライナ・ナショナリズムとの関連や、ポーランド国家にとっての「ブレスト教会合同」の意義をめぐって多くの議論が行われてきた。前者に関しては、短期的には教会合同への反対がコサックの「共和国」離脱の大義名分となり、長期的にはハプスブルク帝国支配下の合同教会が近代ウクライナ・ナショナリズム形成の核となったことが指摘されている。教会合同が「共和国」の統合に及ぼした影響については、否定的見解が支配的であった。

以上みたような研究動向は、1995-96年に「ブレスト教会合同」400周年を迎え、各地で（多くは国際的・学際的な）学会・シンポジウムが開催された機会にさらなる発展をみせた。とくに、教会合同の成立における内的要因を重視する研究が厚みを増したこと、外的要因のなかでも、以前から重点的に研究されてきたカトリックやポーランドの働きかけのほかに、ロシアやギリシア（の正教会）の要因に注目する研究が現れたことが特筆される。400周年を契機として、対立と抗争の原因として否定的に捉えられることも多かった「ブレスト教会合同」に対して各国で見直しが行われつつあることも指摘できる。

本論の第1章「ブレスト教会合同」（1595-96年）の社会的背景：近世ポーランド・リトアニア「共和国」におけるルテニアの正教会」では、「ブレスト教会合同」成立までの経緯をとりあげる。ルテニアは14世紀以降、ポーランド王国とリトアニア大公国の支配を受け、さらに16世紀後半には両国の制度的合同に伴い「共和国」の一部を構成するようになる。しかし、ルテニアを一括するような行政上の単位は存在せず、ルテニアは依然としてポーランド王国・リトアニア大公国に分たれていた。

「共和国」の支配のもとで、ルテニアはポーランド化のプロセスを経験した。ポーランド王国の行政制度の導入やポーランド貴族の植民にともなって、在地のエリート層はポーランド貴族（シュラフタ）身分へと融合し、言語をはじめとするポーランドの文化がルテニアにおいても支配的となり、とくに貴族の間でカトリックへの改宗が進んだ。

ルテニアの住民の「共和国」内における制度上の位置づけについては、身分・階層によって状況が異なる。シュラフタ身分に統合された貴族は、ポーランド王国とリトアニア大公国の貴族身分に包摂された。彼らの場合には、ルテニア出自や正教信仰は、貴族の権利を獲得するうえでの障害とはならなかった。他方、貴族以外の身分（ここではとくに都市民に注目する）の場合には、ルテニア的なアイデンティティ（正教信仰）は、都市行政から除外される要因となった。この点で、正教会の聖職者は、都市民に近似した状況にあったと考えられる。「共和国」の制度上、聖職者で議会の諸身分に含まれるのは、カトリック教会の高位聖職者に限定されていた。国政参加権を持たない正教会の高位聖職者は、カトリックの高位聖職者よりも低い地位に置かれると同時に、正教の世俗貴族に対しても劣位に置かれていた。

ルテニア社会におけるこの聖俗の不均衡が、「ブレスト教会合同」の成立の主たる要因であった。教会合同を志向した正教会ヒエラルヒーは、「共和国」の元老院に議席を獲得することで、カトリック教会と同等の地位を確保するだけでなく、ルテニアの世俗貴族と対等になることを求めたのであった。教会合同にさいしては、教皇の首位権とカトリックの教義を全面的に受け入れることとひきかえに、東方教会の伝統的典礼や慣習を保持することがうたわれたが、これらはルテニアの地域的アイデンティティを象徴するものであった。このように、ルテニアの正教会ヒエラルヒーが求めたものは、地域的アイデンティティを保ったうえで、カトリック教会と国制上同等の地位を保障されることであったが、これは、ルテニアの世俗貴族が既に獲得していたものであった。

第2章「教会合同をめぐる諸問題とルテニア」では、教会合同によってルテニアの正教徒社会のなかに生じた諸問題を取りあげる。「ブレスト教会合同」は、合同という理念とは相容れない結果をもたらした。正教会のヒエラルヒーが単独で行った教会合同は世俗貴族の反発を受け、キエフ府主教座は合同派（合同教会）と合同反対派（正教会）に二分された。「共和国」では国王の支持する合同派のヒエラルヒーが正統とみな

され、反合同派の正教徒は合法的組織を失うこととなった（合同に加わらなかった聖職者は非合法とみなされた）。また、正教会が所有していた資産も、教会合同後は合同教会に属するものとされた。合同に反対する正教徒の側からは、このような処遇に対する異議の申し立てがなされた。この異議申し立てもまた、「共和国」の国制における地位を反映し、身分・階層によって異なる形で展開された。

反合同派の貴族は、教会合同を宗派選択の自由に対する侵害とみなし、議会において教会合同への反対と正教会の権限回復を訴えた。議会での正教貴族の活動は、正教徒以外の貴族の支持を得たこともあり、部分的にはあるが実を結んだ。また、国王選挙にさいして、正教貴族の懐柔策として、教会合同後に非合法とされていた正教会ヒエラルヒーの公認（合法化）も達成された（1632年）。しかし、これは教会合同の撤廃を意味するものではなく、以後、ルテニアには公認された2つの東方教会が並存する状態が生まれた。

他方で、分裂に見舞われたルテニアの東方教会は、世俗貴族をローマ・カトリックに奪われるという危機的状況に直面していた。ルテニアの正教貴族（とくに有力貴族層）のローマ・カトリックへの改宗傾向は、教会合同によって抑止されることはなかった。両東方教会が元老院議席を獲得できない状況のもとで、国政の場でルテニアの利害を代表することができた集団は、唯一、世俗貴族であった。世俗貴族を失うことは、ルテニアが国政上の発言権を失うことを意味していた。

このような危機を共有し、両東方教会の聖俗の代表者の間で歩み寄りの動きがみられたのが1620年代から1640年代にかけての時期である。「ブレスト教会合同」が議会で受け入れられなかった反省を踏まえて、議会の場で審議されることを前提に「新しい教会合同」が企画され、国王の支持も得られた。しかし、合同教会による正教会の吸収合併を支持する教皇庁は、合同教会と正教会が対等な関係で合同する構想には同意を示さなかった。しかし、教皇庁のこのような姿勢以上に「新しい教会合同」の実現を阻害した要因としては、ルテニア社会の下層部、地理的にはとくに東部の地域に、合同教会をローマ・カトリックと同一視し、非ルテニア的な「他者」とみなす認識が形成されていたことを指摘することができる。

第3章「「ハジャチ合意」（1658-59年）にみるルテニア国家の創出」では、「ハジャチ合意」の成立の経緯と内容の考察を行った。「ハジャチ合意」は、ポフダン・フメリニツキーの蜂起（1648年）によって事実上の自治を手にしていたウクライナ・コサックが「共和国」との間に結んだ「ルテニア公国」創出の協定であり、実施には至らなかったとはいえ、議会において承認を受けている点で注目に値する。

ルテニア南東部に台頭したコサックは、有力世俗貴族を失いつつあった正教会にとって、新たな庇護者としての役割を果たすようになっていた。ルテニア貴族が議会で正教会の利害を代弁したのに対し、コサックは「共和国」との交渉の切り札として正教会擁護の姿勢を示した。「共和国」の東南部辺境に位置したコサックは、「共和国」に

対する軍事奉仕という点においては、貴族に準ずる役割を果たすようになっていた。

「ハジャチ合意」においては、コサックは「共和国」と国王への忠誠を誓う代わりに、自らの統治領域に「ルテニア公国」という国家の枠組みを獲得し、コサック上層部は貴族位を与えられることになっていた。加えて、正教会の高位聖職者に「共和国」元老院議員の地位が認められた。従来の研究においては、コサックが合同教会を敵対視したこと、また、「ハジャチ合意」において合同教会には何らの権限も保障されていないことから、「ハジャチ合意」は「ブレスト教会合同」を否定するものとして解釈されてきた。しかし、「ルテニアの東方教会」の高位聖職者に国政参加権を認めている点では、「ハジャチ合意」はむしろ「ブレスト教会合同」を継承するものとみなすことができる。また、「ハジャチ合意」は、「ルブリン合同」により成立したポーランド・リトアニアの「両国民」（2国民）からなる「共和国」を、ルテニアを加えた「3国民」の「共和国」とすることで、ルテニア・アイデンティティに国家の枠を与え、“*natio Ruthenus*”の理念を実現しようとしたものと考えられることができる。

終章では、序章で提示した2つの問題関心に立ち戻り、「ブレスト教会合同」の成立以前から「ハジャチ合意」にいたる時期のルテニアの教会問題の推移を、“*gens*”と“*natio*”、および国制上の位置づけによる「第一カテゴリー」・「第二カテゴリー」をキーワードとして整理した。「共和国」支配下のルテニアにおいては、世俗貴族のみが、エスノ=コンフェッショナルなアイデンティティとしての“*gens Ruthenus*”と「共和国」（あるいはポーランド王国の）国民としての“*natio Polonus*”が重合した重層的アイデンティティを保つことができた。「ブレスト教会合同」は、正教会のヒエラルヒーに同様の立場（エスノ=コンフェッショナルなアイデンティティと国制上の地位との両立）を要求するものであった。これに対して「ハジャチ合意」は、「ブレスト教会合同」で望まれながら果たされなかった国制上の地位を正教会ヒエラルヒーに与えるものであると同時に、ルテニア地域に国家の枠組み（ルテニア公国）を与えることで、“*natio Ruthenus*”が創出される可能性を示したものであったといえる。

なお、本論文の末尾には、本論の考察において参照される付表・地図の他に、「ブレスト教会合同」の骨子となった「ローマ教会との合同に関する条項」（いわゆる「33箇条」と、「ハジャチ合意」の日本語訳が掲載されている。

(論文審査の結果の要旨)

近世の「ポーランド・リトアニア共和国」は、支配的な宗派であるカトリック教会の他に、東方正教会、プロテスタント諸宗派、ユダヤ教徒、イスラーム教徒など、多様な宗派・宗教が共存する多宗教国家であった。本論文は、「共和国」の東部から東南部にかけて位置するルテニア地域をとりあげ、地域的なアイデンティティの構造とその変容の過程を、この地域の正教会がおかれた状況の変化と関連づけながら解明した研究である。

16世紀には、プロテスタント側の宗教改革、次いでカトリック側の対抗宗教改革がポーランド・リトアニアにも波及したが、その影響は「共和国」内の正教徒の社会にも及び、16世紀末から17世紀中葉にかけて、東西両教会の合同の試み、正教徒の兄弟団の活動の活性化、正教会聖職者による改革運動、ウクライナ・コサックの宗教意識の覚醒など、一連の変化を引き起こした。論者は、これらの現象の検討をとおして、ルテニアにおける地域アイデンティティがどのような方向に変化したかを考察している。そのさい、論者がとくに注目するのは、「共和国」内の東西両教会の合同を定めた「ブレスト教会合同」(1595-96年)と、「共和国」内にポーランド王国・リトアニア大公国と並ぶ第3の構成要素として「ルテニア公国」を創設することを定めた「ハジャチ合意」(1658年)である。3章からなる本論のうち、第1章は「ブレスト教会合同」の成立の経緯を正教徒社会に内在する要因から考察し、第3章では「ハジャチ合意」の内容を分析したうえで、時期的に先行する3つの協定——ポーランド王国とリトアニア大公国の制度的合同を定めた「ル布林合同」(1569年)、「ブレスト教会合同」、コサックのロシアへの臣従を定めた「ペレヤスラフ協定」(1654年)——との比較検討をふまえて、歴史的な位置づけを行っている。間におかれた第2章では、「ブレスト教会合同」から「ハジャチ合意」に至る約60年間の状況の推移が、教会合同に対する反発から生じた正教徒社会の分裂と和解、カトリック化する貴族層に代わって新たなエリート集団として台頭するウクライナ・コサックと正教会との関係、という2つの観点から整理され記述されている。

これらの問題を検討するにあたって論者が採用した研究の視点と手法は、全体として次のような特徴をもっている。第1に、本論文が対象とする諸問題は、とりわけソ連崩壊後の20年間にポーランドやウクライナの研究者を中心に急速に研究が進んだ領域であるが、論者は、現地の研究動向を丹念にフォローし、その政治的・宗教的背景と現代的な意義を正確に認識したうえで、特定の宗派やネイションの立場に偏することなく問題を分析し、叙述することに成功している。

第2に、本論文においては、「ルテニア」は共和国内の正教会の管轄地域として定義され、ルテニア地域のアイデンティティは基本的にエスノ=コンフェッショナルな性格をもつものと前提されている。このような設定を行うことによって、ルテニアの地域アイデンティティの変化を、宗教改革・対抗宗教改革がもたらした全ヨーロッパ的な

「宗派化」の動きと連動する現象としてとらえる展望が開かれた。ただし、この論点は、本論文ではなお議論が十分に尽くされているとはいえ、今後の研究の進展が期待される点の1つである。

第3に、本論文では、「ルブリン合同」・「ブレスト教会合同」・「ハジャチ合意」という3つの合同協定の比較を行い、これらの3協定の間にどのような継承関係が存在したかを論じている。従来、「ハジャチ合意」は、「ルブリン合同」におけるポーランド・リトアニア2国による合同を、ポーランド・リトアニア・ルテニア3国による合同に組み替えたものと理解されてきた。これに対して論者は、正教会の国制上の地位に注目することによって、「ブレスト教会合同」の内容の一部が「ハジャチ合意」に重要な構成要素として組み込まれており、その結果として「ハジャチ合意」は「ルブリン合同」にはみられなかった宗派的な性格を帯びることになったことを明らかにした。この点は、論者の創見として評価できる。

第4に、論者は、「ルブリン合同」以前のルテニア貴族のアイデンティティの構造を“*gente Ruthenus, natione Polonus*”（生まれにおいてはルテニア人、政治的意識においてはポーランド人）という二重性をもつものとしてとらえたうえで、「ブレスト教会合同」以後、正教からカトリックへの改宗が進むことによって貴族層のアイデンティティが「ポーランド化」する（“*gente Polonus, natione Polonus*”）一方、貴族層に代わる正教会の擁護者としてウクライナ・コサックが台頭し、ルテニア的アイデンティティの担い手となる（“*gente Ruthenus, natione Ruthenus*”）という構図を描いている。これは、近世のルテニアにおけるアイデンティティの内実と担い手の変化を鮮やかに浮かび上がらせた指摘であり、本論文の注目すべき成果の1つである。

近世のルテニアにおける宗教的変動は、東中欧地域の歴史のなかで、西欧における宗教改革・対抗宗教改革に匹敵する意味をもつ歴史的变化であるにもかかわらず、日本のヨーロッパ史研究においては、これらの出来事の重要性が十分に認識されてこなかった。本論文は、この問題に正面から光をあてた日本で最初の本格的な研究であり、ポーランド・ウクライナ史のみならず、ヨーロッパ近世史の研究全体に対して新たな知見と展望をもたらしたことは高く評価できるであろう。

他方で、本論文では宗教社会史的な検討が十分には行われておらず、正教会の聖職者と信徒との関係、信徒間の社会的結合のあり方、都市社会のなかでの兄弟団の活動の内容やその社会的性格、正教会からカトリックに改宗する貴族の心性など、宗教的な領域における変化を論じるさいに重要ないくつかの論点について、具体的な事例をふまえた考察が不足している点があることは否定できない。また、ルテニアの地域アイデンティティをエスノ=コンフェッショナルな次元に限定してとらえることによって見落とされる事象があることも、指摘しておかなければならない。しかし、これらの問題点は、論者の今後の研究の進展によって解明が期待される研究上の新たな課題でもあり、本論文の全体としての意義を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2011年3月2日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。